

# ISO/TC207と環境監査管理制度の動向 (欧州)

ジュネーブ事務所

ISO (国際標準化機構、本部：ジュネーブ)における環境マネジメントに関する技術委員会 (TC207) では、96年のISO14001制定後、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなどについての規格策定作業が進められた。2000年6月にはストックホルムで第8回総会が開催され、各規格の開発はほぼ一段落し、新たな段階に入ったといえよう。

他方、欧州環境管理監査制度 (EMAS) は、93年に制定されたEUの理事会規則 (Council Regulation) を拠り所としているが、その6年間以上におよぶ実施経験を踏まえ、欧州域内に飛躍的に浸透しつつある。EMASは96年7月末で142事業所であったものが、2000年5月末では2,891事業所と20倍以上に拡大し、この1年間で約400事業所が新たに登録された。一方で、本制度はISO14000シリーズなどの制度、規格との整合性の確保を目的として、現在、改正のあり方が議論されている。

環境関連の管理規格の動向は、欧州域内外の貿易などを通じて、個別の企業活動に大きく影響するとともに、市場の動向にも影響を与えうる重要な論点である。本レポートでは、最近の環境管理関連規格および環境ラベルの動向について、ISO/TC207および欧州のEMASを中心に概説する。

目次	次
1. ISO/TC207における環境管理システム規格 制定の状況..... 3	2. EMAS (Eco-Management and Audit Scheme : 環境管理監査制度) の動向..... 9
(1) ISO14000シリーズとは	(1) EMASとは
(2) 第8回TC207総会の結果とISO14000シ リーズ規格の進捗状況	(2) EMAS規則改正動向
環境マネジメントシステム (SC1)	(3) EMASに基づく登録企業などの動向
環境監査 (SC2)	欧州各国におけるEMAS登録事業所数
環境ラベル (SC3)	欧州各国における業種別EMAS登録件数
環境パフォーマンス評価 (SC4)	日系企業のEMAS登録件数
ライフサイクルアセスメント (SC5)	ISO14001認証との比較
SC6 (用語と定義) の動向	(4) EMAS規則の改正
次の開催	改正の目的
(3) ISO14001の認証の現況	EMAS規則の主な改正点
	EMAS規則改正に伴う経過措置
	EMAS規則改正案の逐条別規定内容

## 1. ISO / TC207における環境管理システム規格制定の状況

### (1) ISO14000シリーズとは

国際標準化機構（ISO）では、環境管理分野における国際標準化を行うために、93年2月、環境マネジメントに関する技術委員会（TC207）を設置した。TC207は、環境マネジメントシステム、環境監査、環境ラベル、環境パフォーマンス評価、ライフサイクルアセスメントといった環境管理分野での国際規格の作成を目的としており、その一連の国際規格番号に14000～14100を用いることとしている。そのため、「ISO9000シリーズ」と同様に、そこで作成される国際規格は「ISO14000シリーズ」と総称されている。

図1に示すように、TC207には、6つの分科会（SC；Sub-Committee）がおかれており、96年秋に環境マネジメントシステム規格ISO14001，14004、環境監査規格ISO14010，14011，14012が制定され、また、その後の活動で環境ラベル、およびその基礎となるライフサイクルアセスメント（LCA）関連の規格が整備されつつある。99年5～6月に第7回総会がソウルにて開催され、これまで制定されてきた規格の見直しや統合が議論された。一方で新たな規格についても主なものの検討を終え、環境管理に関する第一段階の規格開発はほぼ一巡した。これを受け、本年の第8回総会では、新たなステップとして、ISO14001の改正作業の着手などが決議された。

### (2) 第8回TC207総会の結果とISO14000シリーズ規格の進捗状況

2000年6月11日から18日の8日間の日程で、ISO/TC207第8回総会がスウェーデンのストックホルムで開催された。環境問題への積極的な取り組みで名高い北欧、ストックホルムにおいて開催されたTC207の総会は、前回

のソウル総会の53カ国を上回る、57カ国の参加国、600名を超える参加者を得て過去最大となった。日本からも、TC207国内委員会副委員長の石谷久東大教授、吉澤正筑波大教授をはじめとして、官庁および産業界などから計25人の産学官のエキスパート、オブザーバーが参加した。

#### 【これまでの総会実績】

第1回	トロント（カナダ）	26カ国	200人
第2回	ゴールドコースト（オーストラリア）	28カ国	300人
第3回	オスロ（ノルウェー）	44カ国	500人
第4回	リオデジャネイロ（ブラジル）	45カ国	430人
第5回	京都	49カ国	482人
第6回	サンフランシスコ（米国）	51カ国	535人
第7回	ソウル（韓国）	55カ国	494人
第8回	ストックホルム（スウェーデン）	57カ国	600人

今回の総会においては、既に規格が発行されている環境マネジメントシステム（SC1）などについて見直しや規格統合の議論が進められ、改正作業の開始が決議された。環境パフォーマンス評価（SC4）関連では、環境レポートの規格化が議論され、スウェーデンから新作業項目提案を行う意志が表明された。

なお、TC207全体としての規格の策定状況は、表1のとおりである。

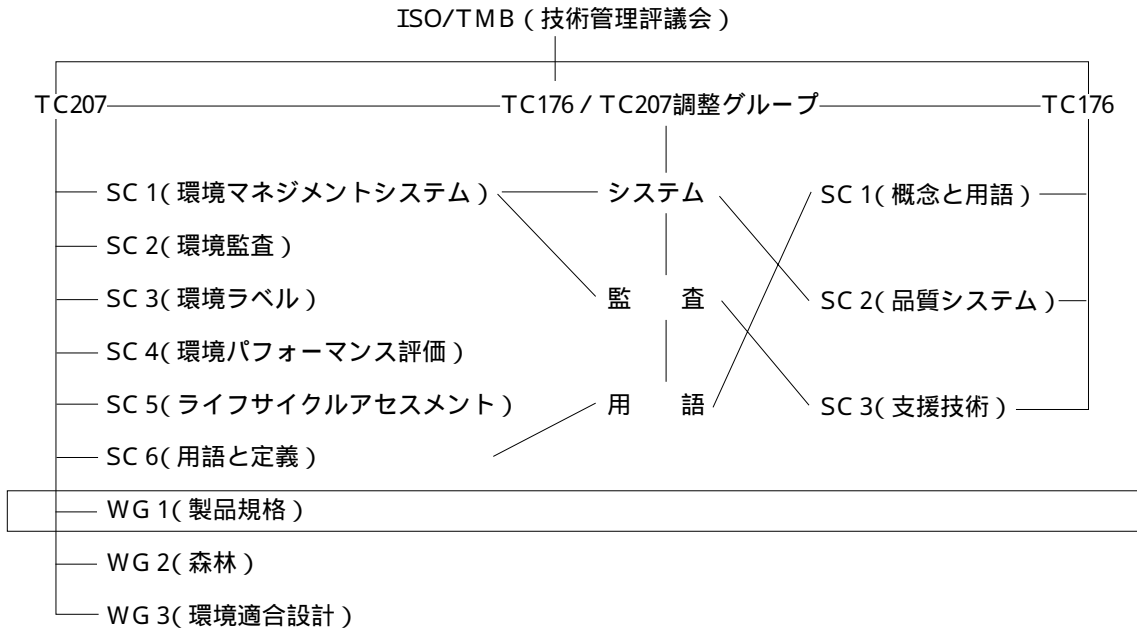
また、今次総会においては、サンフランシスコ総会、ソウル総会に引き続き、各分科会（SC）と並行して数多くのワーキンググループが開催されている。これは、97年の京都総会で京都ステートメントとして採択された戦略ポリシーステートメント（規格作成方針の明確化、ISO9000シリーズなど他の関連規格との整合性、関係者とのコミュニケーションの

強化、ISO14000シリーズの的確な運用、環境規制、国際貿易等との関係配慮など)で示された関係者に対する信頼性と透明性の確保に向け実施されたものである。

具体的には、「NGOコンタクトグループ」

「途上国コンタクトグループ」、「気候変動タスクフォース」、「14000サクセスフル環境事業のためのツールボックスワークショップ」等が開催され、それぞれ事例紹介など活発な活動が行われた。

図1 TC207(環境管理)の審議体制



(TC207における各SC: Sub Committeeの概要)

SC 1 環境マネジメントシステム (EMS: Environmental Management System)

環境に関する組織の方針を定め、それを実行していくためのシステムにかかわる規格。具体的には、環境方針の設定、責任体制の整備、自己の環境影響把握、環境行動目標の設定、目標達成計画と実行マニュアルなどの設定からなる。

SC 2 環境監査 (EA: Environmental Audit)

環境監査の一般原則に関する規格のほか、監査を実施するための手順にかかわる基準、環境監査実施者の資格要件及び環境監査計画に関する規格からなる。

SC 3 環境ラベル (EL: Environmental Labeling)

消費者・利用者の選択という市場原理を利用し、類似の商品群から環境に配慮した商品に優先度を与えることを目的として、そのための基準を定めるもの。

SC 4 環境パフォーマンス評価 (EPE: Environmental Performance Evaluation)

組織の環境行動、実績を定性的・定量的パラメーターを使って評価する手法に関する規格。

SC 5 ライフサイクルアセスメント (LCA: Life Cycle Assessment)

製品の環境負荷を、原料調達段階から廃棄に至る各段階毎に分析し、製品の環境負荷改善を目的とする手法のための規格。

SC 6 用語及び定義 (T&D: Terms and Definition)

表1 ISO14000シリーズ規格の制定状況

分科会名	規格番号	規格名称	進捗状況
SC 1	IS 14001 IS 14004	環境マネジメントシステム - 仕様および利用の手引き 環境マネジメントシステム - 原則、システムおよび支援技法の一般指針	96 .9 .1 発行 96 .9 .1 発行
SC 2	IS 14010 IS 14011 IS 14012 CD 19011 DIS 14015	環境監査の指針 - 一般指針 環境監査の指針 - 環境マネジメントシステムの監査手順 環境監査の指針 - 環境監査員のための資格基準 品質および環境監査の指針 サイトアセスメント	96 .10 .1 発行 96 .10 .1 発行 96 .10 .1 発行 00 .4 .15 ~ 8 .10投票 00 .4 .27 ~ 9 .27投票
SC 3	IS 14020 IS 14021  IS 14024 TR 14025	環境ラベルおよび宣言の一般原則 環境ラベルおよび宣言 - 自己宣言による環境主張 - 用語と定義 - シンボル、試験検証方法 環境ラベル - 第三者認証による原則と実施方法 環境ラベル - タイプ (環境情報表示)	00 .9 .28発行 99 .9 .15発行  99 .4 .1 発行 00 .3 .15発行
SC 4	IS 14031 TR 14032	環境パフォーマンス評価 環境パフォーマンス事例集	99 .11 .15発行 99 .11 .15発行
SC 5	IS 14040 IS 14041 TR 14049 IS 14042 IS 14043 CD 14048  NPTR14047	ライフサイクルアセスメント - 一般原則 ライフサイクルアセスメント - インベントリ分析 ; 一般 ライフサイクルアセスメント - インベントリ分析 ; 特定 ライフサイクルアセスメント - 影響評価 ライフサイクルアセスメント - 解釈 ライフサイクルアセスメント - インベントリ分析 : データフォーマット ライフサイクルアセスメント - 影響評価事例集	97 .6 .15発行 98 .10 .1 発行 00 .3 .15発行 00 .3 .1 発行 00 .3 .1 発行 00 3 6 ~ 6 6 コメント  英国から提案、採択
SC 6	IS 14050 IS 14050 / DAM1	用語と定義 用語と定義 (追補)	98 .5 .1 発行 99 .12 30 ~ 00 .5 30投票
WG 1	ISOガイド64	製品規格の環境側面	97 .3 .5 発行
WG 2	TR 14061	森林管理	98 .12 .15発行
WG 3	NPTR 14062	環境適合設計 (DFE)	仏・韓から提案、採択

注) 規格番号の前の略号は以下のとおり。

IS ; International Standard , 発行済み国際規格

FDIS ; Final Draft of International Standard 2ヶ月間の最終投票 (YES / NOのみ) 中の国際規格案

DIS ; Draft of International Standard 5ヶ月間の投票 (コメント提出可能) 中の国際規格案

CD ; Committee Draft , 分科会としての国際規格案

WD ; Working group Draft , 作業原案

NP ; New work item proposals , 承認された新規作業項目

よって、ISO規格の開発は、NP、WD、CD、DIS、FDIS、ISの6段階を経て進められる。

(D)TR ; Technical Report , 国際規格ではない技術報告書 (案)

DAM ; Draft Amendment , 修正票案または追補案

環境マネジメントシステム (SC 1)  
環境マネジメントシステムに関する2つの規格、ISO14001 (環境マネジメントシステム - 仕様および利用の手引き) およびISO14004 (原則、システムおよび支援技法の一

般指針) については、96年9月1日に発行されている (JIS制定は同年10月20日)。

近年のSC 1においては、同規格とISO9001との整合性向上のため、9000シリーズの改訂プロセスにあわせて14001側の改訂につ

いて検討がなされてきた。2年前のサンフランシスコ総会の会合では、この改定作業を同総会から開始しようとの提案が事務局から提出されたが、米国、フランスなどから反対意見が出され、99年のソウル総会でも14001の改訂の是非については結論が先送りにされた。

その後、事務局による各国へのレビュープロセスを継続し、今回のストックホルム総会において、以下の条件付きで改訂作業に入ることを決議したものである（賛成36、反対0、保留1）。

- ・改訂作業はISO9000シリーズとの両立性と現存テキストの明確化という観点に限定し、新たな要求事項はないものとする。
- ・各国からの改訂要求事項は、ソウルで合意した基準に準拠して検討する。

早速、WG1において改訂作業にはいり、3つのタスクグループが設置され、各国コメントの検討に着手した。ISO14001改訂版の発行は、早ければ2003年秋、CD段階（分科会原案の作成）の検討が長期化すれば、2004年秋と予想される。

他方、既に99年のソウル総会にて作業開始の決議が行われた14004の改訂については、99年1月のワシントンでのWGで決定した6つの優先審議事項（局面、影響、重要性 汚染の防御 目的と目標 外部とのコミュニケーション 法的要求 継続的改良）に沿って、5つのドラフティンググループを設置し、具体的に改訂作業を行った。また、次回WGに向けてさらに2つのドラフティンググループと、全体の整合性を確認を行うグループの設置を決めた。ISO14004改訂版の発行は2003年秋の計画であったが、14001との整合性確保のため、ISO14001の改訂と同時期となる。

## 環境監査（SC2）

環境監査に関する3つの国際規格（ISO14010（環境監査の一般指針）、ISO14011

（環境マネジメントシステムの監査手順）ISO14012（環境監査員のための資格基準）については、環境マネジメントシステム規格に続いて、96年10月1日に発行されている（JISは同年10月2日制定）。

前回ソウル総会でサイトアセスメントに関するCD14015.1へのコメントを検討し、14015.2を策定したが、これは既にDIS段階（国際規格原案の作成）に進み、2001年の発行を目指すこととなっている。他方、SC2における現在の最大の懸案事項であるISO10011（品質システム監査）との統合については、前回ソウル総会で合同WGが統合規格であるWD19011を策定した。その後、99年9月にサンフランシスコ、2000年3月にはベルリンにて同WGが開催され、CD.2が作成されており、2001年第3四半期には発行の予定である。なお、CASCO（ISO適合性評価委員会；適合性評価に関し、ISO・ISEガイド等の作成を担当）が規格づくりまで行っているのは活動範囲の逸脱とする意見もあった。SC2は作業が一段落した状況にある。

## 環境ラベル（SC3）

SC3においては、環境ラベルおよび宣言に関する規格の制定を行ってきた。具体的に扱う規格は、以下の通りである。

- a. ISO14020「環境ラベルおよび宣言の一般原則」

ISO14020は、環境ラベルと宣言にかかわる一般原則を規定し、タイプI（第三者認証機関による環境ラベル）、タイプII（企業などが自ら行う環境宣言）およびタイプIII（特定の環境要素についての数量表示）の規格の基礎となる総則的規格である。ただし、これらの規格は、トイレトペーパー、洗濯機など個々の環境ラベル製品グループの要求事項を規定しようとするものではなく、環境ラベル制度自体が遵守すべき原則を規定している。

b. ISO14024「環境ラベルおよび宣言 - 環境ラベルタイプI - 一般原則と手続」

ISO14024は、タイプIつまり第三者認証の環境ラベル実施者に対するガイドラインを定めるものであり、制度の信頼性、透明性、アクセスの容易さなどを確保するとともに、製品グループの選択、クライテリアの設定および認証の手順に関する配慮すべき要件などを規定している。

タイプI、タイプIIの環境ラベル規格は既に発行されており、WG1とWG2は解散した。SC3の審議はタイプIIIに移行している。

c. ISO14025「環境ラベルタイプIII - 環境情報表示の一般原則」

タイプIIIの規格は、既に発行されたタイプI、IIと異なり、技術報告書（TR）14025という段階にある。タイプIIIの扱いについては、規格化の審議を進めようとする国と、ラベルの経験がない現状では規格作成は時機尚早であり、技術報告書（TR）を作成して経験をつむべきとする国（日本含む）との間で議論があり、結局、技術報告書（TR）として作業を開始することを決議した経緯がある。本SC開催前には、a ISO化、b TR撤回、c さらに3年間のTR据え置き、d 次回クアラルンプール総会まで棚上げという案が事務局より示されていた。そして審議の結果、「タイプIIIラベルに対する認識の水準を今後1年間で向上させること」を前提に、d が採用され、棚上げして1年後審議されることとなった。

また、タイプIIIを実施している国（カナダ、ノルウェー、スウェーデン、日本）および準備状況にある国（デンマーク、韓国、米国、ドイツ、英国）からの、それぞれの状況について報告を行うワークショップが99年に続き開催された。制度、実績に着目すれば、本分野ではスウェーデンと日本が抜きんできているといえよう。

環境パフォーマンス評価（SC4）

組織の環境行動、実績などの環境パフォーマンスに対し、定性的・定量的パラメータを用いて評価を行うための手法に関する規格がISO14031（環境パフォーマンス評価）である。同規格については、既にFDIS投票が行われ、当初予定通り99年11月に規格が発行された。さらに、99年5月に承認されたISO14031の実施例を集めたTR14032も同じく99年11月に発行された。これをもって、WG1（本文）、WG2（付属書）、WG3（TR14032）は前回会合で解散した。

今次会合においては、スウェーデン提案による環境報告書の規格化について議論が行われたが、本SCとしてはコンセンサスが得られず、スウェーデンは今後3ヶ月をかけて各国からの意見を集約し、これをもとにSCレベルではなく、TC207本体に規格化の提案を行うこととした。

環境報告書に関するラウンドテーブルが開催され、NGOの環境報告書に関する活動、企業の環境報告書のほか、ドイツ、インドネシア、ジャマイカ、米国、日本から各国の状況が報告された。

また、前回に引き続き各国の環境パフォーマンス評価の事例に関する報告のワークショップが開催され、ベルギー、ドイツ、ノルウェー、日本や個別企業などからの発表があった。

ライフサイクルアセスメント（SC5）

ライフサイクルアセスメントに関する規格は、既にISO14040（ライフサイクルアセスメント - 一般原則）、ISO14041（ライフサイクルアセスメント - インベントリ分析（一般））、ISO14049（ライフサイクルアセスメント - ISO14041の技術解説文書：インベントリ分析（特定）：評価を除いた製品のライフサイクル分析）、ISO14042（ライフサイクルアセスメント - 影響評価）、ISO14043（ライフサイ

クアアセスメント - 解釈)については前回までに議論が終了し、2000年3月にはすべて発行が完了している(ISO14049のみTR)。

今次総会で議論されたのは、ISO14048(ライフサイクルアセスメント - インベントリ分析: データフォーマット)とISO14047(ライフサイクルアセスメント - 影響評価事例集)についてである。ISO14048については、規格とするかTRにとどめるかの議論が行なわれ、現在の作業を続けながら次回総会で結論を出すこととした。ISO14047については、2000年9月までに事例を提出し、2001年2月までにSC5内に配布、投票を行なう予定である。

## SC6(用語と定義)の動向

SC6においては、環境管理規格に関する用語と定義の規格の審議を行っている。追補のISO14050/DAM1が投票にかけられていたが、これとISO14050を統合し、最終的なFDISとして各国に配布するよう中央事務局に提出した。

用語、定義およびカテゴリーについては、アルファベット方式かコンセプト方式かで意見が分かれ、検討が行われてきたものの決着しないため、タスクグループを置いて検討の進め方の討議が行われた。この結果、次回クアラルンプールにおいて、SC6のあり方について、a.各SCの代表が出席しなければならない用語ワーキンググループを設置し、SC6は解散、b.各SCにタスクを委譲し、SC6は解散、c.コンセンサスが得られるまで議論を継続、d.このまま活動を継続、の4案について投票で決することとした。なお、SC6議長、事務局および米国はa案を支持しており、コンセンサスはえられているものと思われる。

## 次回の開催

次回第9回総会の開催についてはマレーシ

アのクアラルンプールにて2001年6月10日から行うこととなった。また、2002年の第10回総会については、コロンビア、カータジェナで開催されることとなった。

## (3) ISO14001の認証の現況

ISO事務局発表の最新時点(99年12月現在)の「ISO9000およびISO14000認証状況調査」によれば、ISO14000シリーズにおける世界の認証件数ランキングで、日本は97年、98年に引き続き世界の3,015件に達し、98年より連続2位の英国(1,492件)を大きく引き離している。日本の世界シェアも2割を超えている。

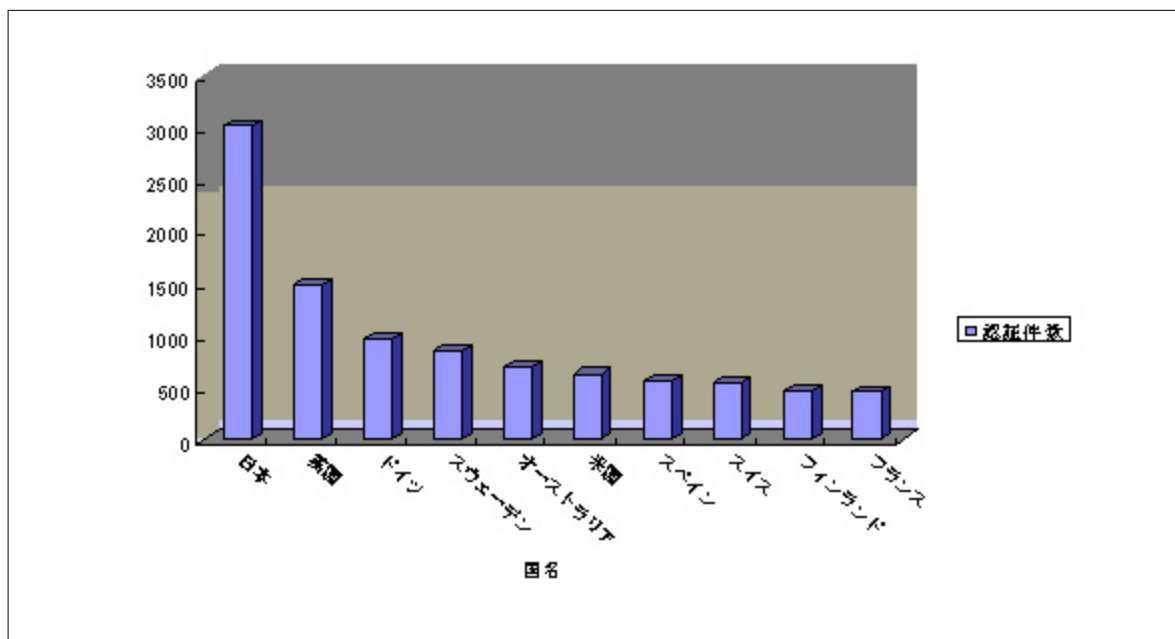
ISO認証件数が次いで多いのはドイツで、以下スイス、オーストラリア、オランダ、デンマーク、スウェーデン、フランスと欧州の環境問題に敏感な国々が続いている。

日本はこの一年間の認証件数の伸びも1,473件と、98年の829件を超えて増大し、英国の571件を抑えトップを維持している。英国に次いで増加したのは、スウェーデンの547件、スペイン409件、以下オーストラリア、米国と続いている。アジアでは中国が128件と倍以上に伸び、タイが103件と増加したのが目立つ程度で、日本、欧米諸国に比べるとその伸びはわずかであり、日本を除くアジアの世界シェアは9.5%にとどまっている。

世界全体では認証件数は98年の72カ国、7,887件からさらに12カ国も増加して84カ国、14,106件と一万件の大台を超えた。この1年間で約80%の急速な増加となっており、世界各国への浸透がうかがわれる。全体のうち5割以上が依然として欧州諸国となっているが、北米の比率も若干ながら増大した。

産業別では、電気機器および光学機器分野がもっとも多いが、全体に占めるシェアは98年の30%から低下し20%となっている。次いで化学・化学製品・繊維分野が10%、機械分野が6%と続いている。一方で、建設分野が

図2 ISO14000シリーズ認証 - 世界のトップ10



67%増加して全体の5%弱を占めるようになってい

ている。  
日本がISO14000シリーズの認証件数でここ数年間続いて世界一となっているのは、企業などの環境管理問題への取り組みの熱心さを示したものである。一方で欧州も環境管理に熱心であるが、特にドイツはEMASの取得を先行させており、後述の通りドイツのEMAS登録件数は2000年5月段階で既に2,060件に達している。このため、環境管理の認証についてはドイツの件数が世界一ともいえるが、日本との差はほとんどなくなっている。

## 2. EMAS(Eco-Management and Audit Scheme:環境管理監査制度)の動向

### (1) EMASとは

EMAS(Eco-Management and Audit Scheme:環境管理監査制度)とは、93年6月29日に開催された、EUの閣僚理事会(the Council of Ministers)で採択されたEU規則に基づく環境監査制度のことである。この環境監査制度の根拠法令であるEMAS

規則(Council Regulation(EEC)No 1836/93 of 29 June 1993 allowing voluntary participation by companies in the industrial sector in a Community eco-management and audit scheme)は、CEマーキングなどの根拠となっている、EU指令(Council Directive)とは異なり、EU規則として発布されているため、各加盟国内において、規則そのものが拘束力を持っており、EU域内および欧州経済領域(EEA)内において活動を行う企業に対して、整合性のとれた共通の環境監査制度を提供することが可能となっている。ただし、この制度への参加自体は任意であるため、各企業は、自ら参加するか否かを定めることができる。また、EMASの目的は、この制度に参加する各事業所が自らの環境パフォーマンスを評価し、これを改善させるとともに、一般社会に対して適切な情報を提供することを通じて、当該事業所の継続的な環境パフォーマンスの向上を促進することにあるといえる。EMAS規則自体は、21の条文と五つの附属書から構成されているが、ISO14001などの



他の管理システム規格とは異なり、附属書も適合が要求される規定の一部（normative reference）となっている。

前述のとおり、この制度への参加は、EU域内およびEEAにおいて活動を行う企業に対して、開かれたものとなっているが、現在までのところ、EMAS規則第1～3条において、何らかの生産活動を行う事業場を運営する企業に対してのみ（ただし、EMAS規則第14条において製造業以外の、例えば流通業やサービス業への試行規定がある。）参加の機会が与えられている。

このEMAS制度への参加のためには、各企業は、具体的には、以下のような活動が求められる。

- a. 環境に関連するすべての法律への適合はもとより、環境パフォーマンスの継続的な向上に対するコミットメントをその内容とする「環境方針」を採択すること。
  - b. 事業場において、環境初期審査を実施すること。
  - c. 上記の「環境方針」および「環境初期審査」をもとに「環境計画」および「環境マネジメントシステム」を策定すること。
  - d. 環境監査を3年を超えない決められた周期で実施し、この監査の結果を基に新たな「環境目的」を設定すること。また、この目的を果たすために「環境計画」を改訂すること。
  - e. 環境初期審査並びにその後定期的に行われる環境監査の際には、「環境声明書」を策定し公表すること。なお、一般に公表される「環境声明書」並びに認定環境検証人による「環境声明書」の検証は、環境管理監査制度の根幹をなすものであり、同声明書には以下の項目を含む必要がある。
- ・ 事業所における業務内容
  - ・ すべての重大な環境問題の評価
  - ・ 汚染物質の排出量、廃棄物の排出量、原材料・エネルギー・水の消費量並びに騒音に関する報告

- ・ 企業の「環境方針」、事業場の「環境計画」および「環境マネジメントシステム」の提示
  - ・ 次回の声明までの期限
  - ・ 認定環境検証人の氏名
- f. EMAS規則の要求事項に基づき認定された環境検証人から、その事業場がこの規則のすべての要求事項を満たしていることの検証を受けるとともに、「環境声明書」の内容が適正であることの検証を受けること。

EU加盟国が指定する管轄機関が、上記の検証を受けた「環境声明書」を受け付けた段階で、事業所がすべての適切な環境に関する法律への適合を含むEMAS規則の要求事項に合致することを示す登録（EMAS登録）が行われる。

なお、EMAS登録が行われた事業場が所属する企業は、各企業が欧州環境管理監査制度に参加していることを示す声明およびロゴをEMAS規則の附属書IVに基づき、EMAS制度への参加の広報活動やEMAS制度への参加の促進のために用いてもよいが、当該企業の製品の宣伝のためや製品そのものまたは製品の包装に使用してはならないこととなっている。

## （2）EMAS規則改正動向

現行のEMAS規則の第20条に、EMAS規則の発効後5年以内に、欧州委員会（European Commission）がそれまでの経験を基に同規則を見直すことが規定されており、これに基づき98年10月末に欧州委員会が採択したEMAS規則の改正案が提案され、同年12月22日付の欧州共同体官報（Official Journal of the European Communities）にその内容が掲載されている。

当該規則案については、欧州委員会の提案に基づいて閣僚理事会が欧州議会と共同で決定を下す、共同決定手続と呼ばれる手続きに

より立法化が進められてきており、これまでのところ2000年7月に開催された欧州議会において、閣僚理事会が欧州議会の意見を採用入れた改正案（2000年2月28日に閣僚理事会で採択された「共同の立場（Common Position）」）についての検討（第2読会）が行われ、同改正案への修正提案が採択されたところである。

今後、欧州議会からの修正提案が閣僚理事会で採択されれば、同規則の改正が成立することとなるが、これが否決された場合には、閣僚理事会の代表またはその代理およびそれと同数の欧州議会の代表からなる調停委員会が構成され、共同原案の策定を行うこととなる。調停委員会において共同原案が採択されるためには、欧州議会側においては、多数決によって、また閣僚理事会側においては特定多数決によってこれが承認される必要がある。その後、閣僚理事会および欧州議会で共同原案の審議が行われ、両機関がそれを承認すれば、当該共同提案をもって同規則の改正が成立することとなるが、いずれか一方において承認されなかった場合には、同改正案は廃案となる（図3参照）。

なお、現在、欧州議会で検討が行われている改正案（2000年2月28日に閣僚理事会によって採択された「共同の立場」）によれば、このEMASに登録されるためには以下のような活動が求められている。

a. その活動、製品、およびサービスについて、附属書VIに含まれる事項（環境側面）について、附属書VIIに従って環境レビューを行い、その結果に鑑みて、附属書IXに記載されたすべての要求事項をカバーする環境マネジメントシステムを実施しなければならない。しかし、第9条の要求に従って認知された認定をうけた環境マネジメントシステムを有する組織は、附属書VIに定める環境側面の識別と評価のために必要な情報がこの環境マネジメントシステムにより

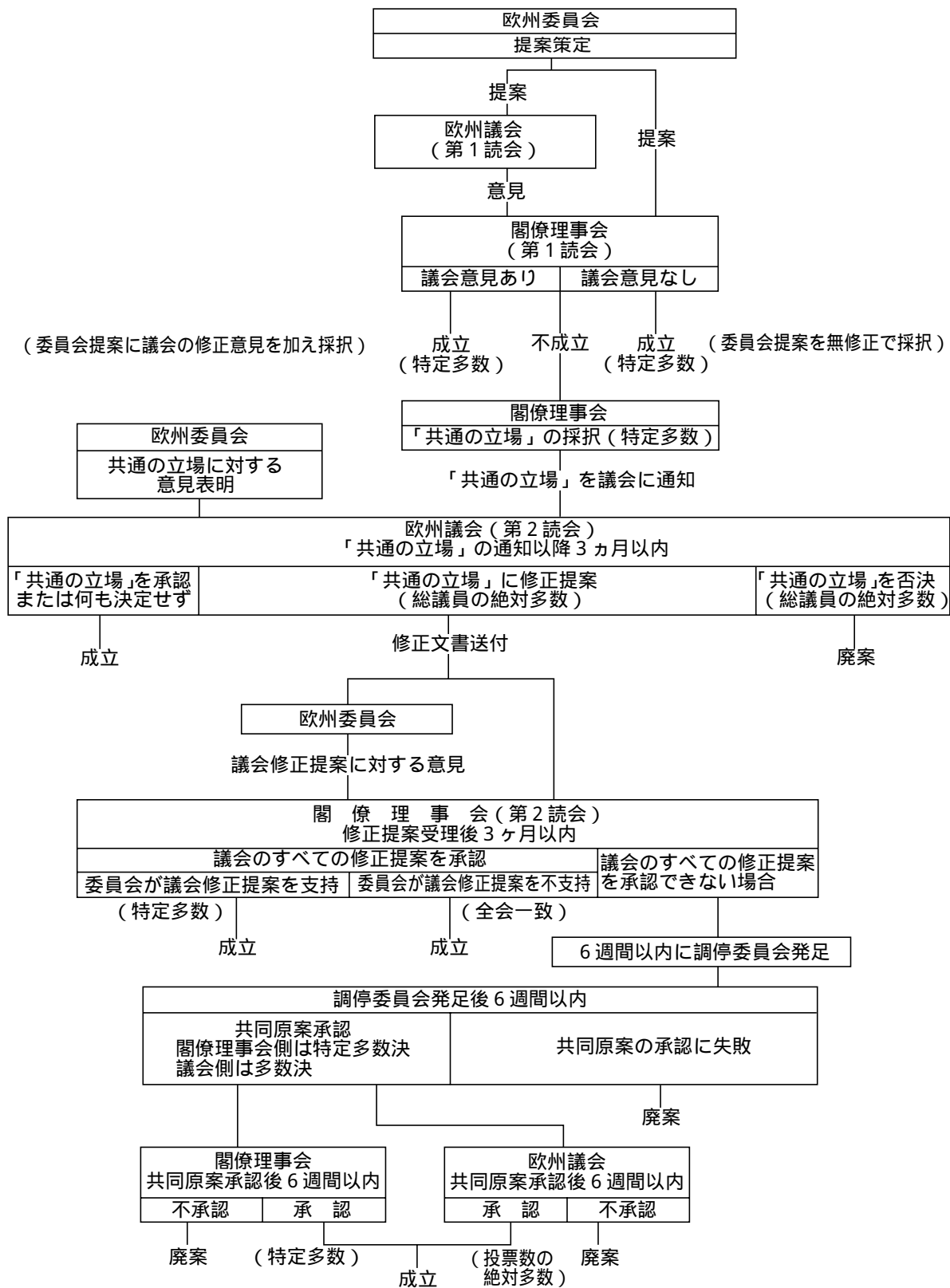
提供される場合において、EMASへの移行の際に環境レビューを行う必要はない。

- b. 附属書II（内部環境監査に関する要求事項）に定める要求事項に応じた環境監査を実施する、またはさせる。監査は、組織の環境パフォーマンスの評価を目的に計画されなければならない。
- c. 附属書III（環境声明書）の32項に従った環境声明書を策定する。声明書では、環境目的と環境目標に反するような、組織のパフォーマンスに特に注意を払わなければならない。
- d. 附属書IIIの要求事項を確かに満たしていることを確認するため、環境検証人から、適切とあれば環境レビュー、管理システム、監査手順、および環境声明書がこの規則の関連要求事項に合致していることの検証を受けるために検査を受けるとともに、環境声明書の正当性についての承認を受けなければならない。
- e. 有効と認められた環境声明書を、登録を求め組織が所在する加盟国の管轄機関に提出し、登録後にこれを公表しなければならない。

また、附属書III（環境声明書）の32項において、同声明書には以下の項目を含む必要があるとされている。

- ・組織における業務内容
- ・環境方針および環境マネジメントシステム
- ・すべての重大な環境影響を招く環境側面の詳細および説明
- ・重大な環境影響に関連する環境目的および環境目標の記述
- ・組織の環境目的に対する組織の環境パフォーマンスの要約
- ・環境パフォーマンスに関するその他のファクター
- ・認定環境検証人の氏名、認定番号、承認の確認の日付

図3 共同決定手続きの概要



(3) EMASに基づく登録企業などの動向

欧州各国におけるEMAS登録事業所数

2000年5月2日現在のEMAS登録事業所数および認定環境検証人数の一覧を表2に示す。同日現在、欧州でEMAS登録された事業所の総数は2,891事業所で、最も登録事業所の多い国が、ドイツで2,060事業所、次にオーストリアの221事業所、スウェーデンの156事業所、デンマークの137事業所、英国の73事業所がこれに続いている。約8ヵ月前の99年8月末のデータと比較してみると、当時登録されていた事業所は2,504事業所であったことから、この間に約15%増加したことになる。

また、認定環境検証人の総数は302人であった。このうち、最も認定環境検証人の数

が多いのが、ドイツで233人、これに続くのがオーストリアで17人、英国の10人、フランスの8人である。総認定環境検証人について99年9月初めのデータと比較してみると、当時307名であったことから、この8ヵ月で5名減少したことになる。

99年8月末までの約1年間のEMAS登録事業所数の伸びは約41%、同じく認定環境検証人の伸びは約10%であったことから、当該制度の普及の速度はかなり減速してきていることがわかる。ただし、この傾向が当該制度自体の普及によるものか、当該制度の改正をひかえ企業が制度への参加を見送っているためなのかは定かではなく、2001年初めには行われるとみられているEMAS規則改正の後の動向を見守る必要がある。

表2 欧州各国におけるEMAS登録事業所数および認定環境検証人一覧

欧州各国	EMAS登録事業所数 (2000年5月2日)	認定環境検証人の数 (2000年5月2日)
ドイツ	2,060	233
オーストリア	221	17
スウェーデン	156	6
デンマーク	137	4
英国	73	10
ノルウェー	59	4
スペイン	55	4
フランス	36	8
フィンランド	27	2
オランダ	25	4
イタリア	25	3
ベルギー	9	6
アイルランド	6	1
ギリシャ	1	0
ルクセンブルク	1	0
アイスランド	0	0
リヒテンシュタイン	0	0
ポルトガル	0	0
合計	2,891	302

次に、過去8ヶ月間の欧州各国における登録事業所数の推移をみると、登録事業所数第1位のドイツ以下第9位のフィンランドまで順位に変動はない。また、第10位以降についても、99年8月末に18事業所で11位であったイタリアが、今年は25事業所となりオランダとともに10位になった以外は変化がない。過去2年間にわたり一定して登録事業所数を増やしているのが、デンマーク、スペイン、イタリアの3カ国であり、いずれの国も毎年25%以上の伸びを示しているが、特にスペインは、98年7月から99年8月末までに41.6%、また、99年8月末から2000年5月にかけて48.6%増と大きく伸び続けており、第5位のノルウェーに4事業所の差に詰め寄っている。一方、98年7月から99年8月末にかけて11事業所から27事業所へと2倍以上に登録事業所数を伸ばしたフィンランドにおいては、99年8月末から2000年5月にかけては、まったくその数をのばしていない(図4参照)。

次に欧州各国における認定環境検証人の推

移をみると、認定環境検証人の最も多いドイツは別格として、第2位のオーストリア以外は大きく順位が入れ替わっている。このことは、99年8月末から2000年5月にかけて、オーストリア、フランス、ノルウェーの3カ国において認定環境検証人の数が減ったことによる。これらの3カ国のうちオーストリアについては、第3位の英国との間に大きな差があることから順位を落とさなかったが、フランスについては、3位から4位へ、また、ノルウェーについても5位から7位に後退している。認定環境検証人の増減した国の数をみると、99年8月末から2000年5月にかけて認定環境検証人の数が増えた国が3カ国、減った国が同じく3カ国となっているが、認定環境検証人の数が増加した国における増加人数がそれぞれ1人しかないのに対して、減少した国においてはオーストリアおよびフランスがそれぞれ3人減、ノルウェーが2人減となったことにより、欧州全体の認定環境検証人の総数が減少している(図5参照)。

図4 欧州各国におけるEMAS登録事務所の推移

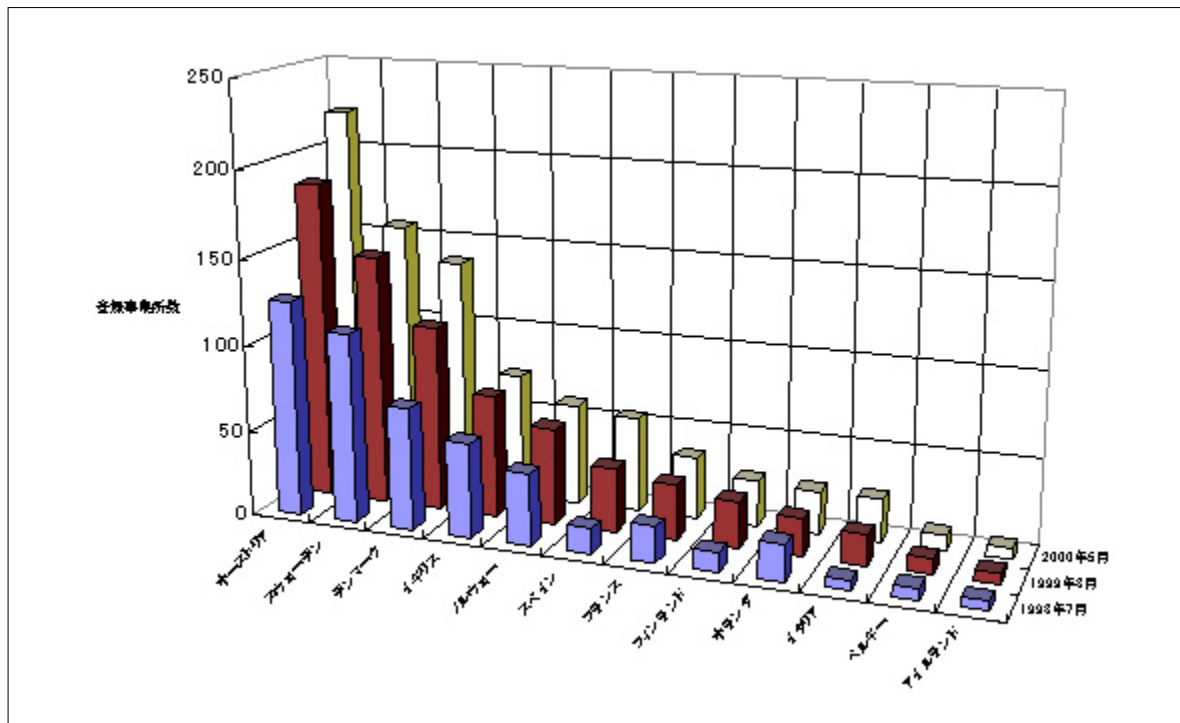
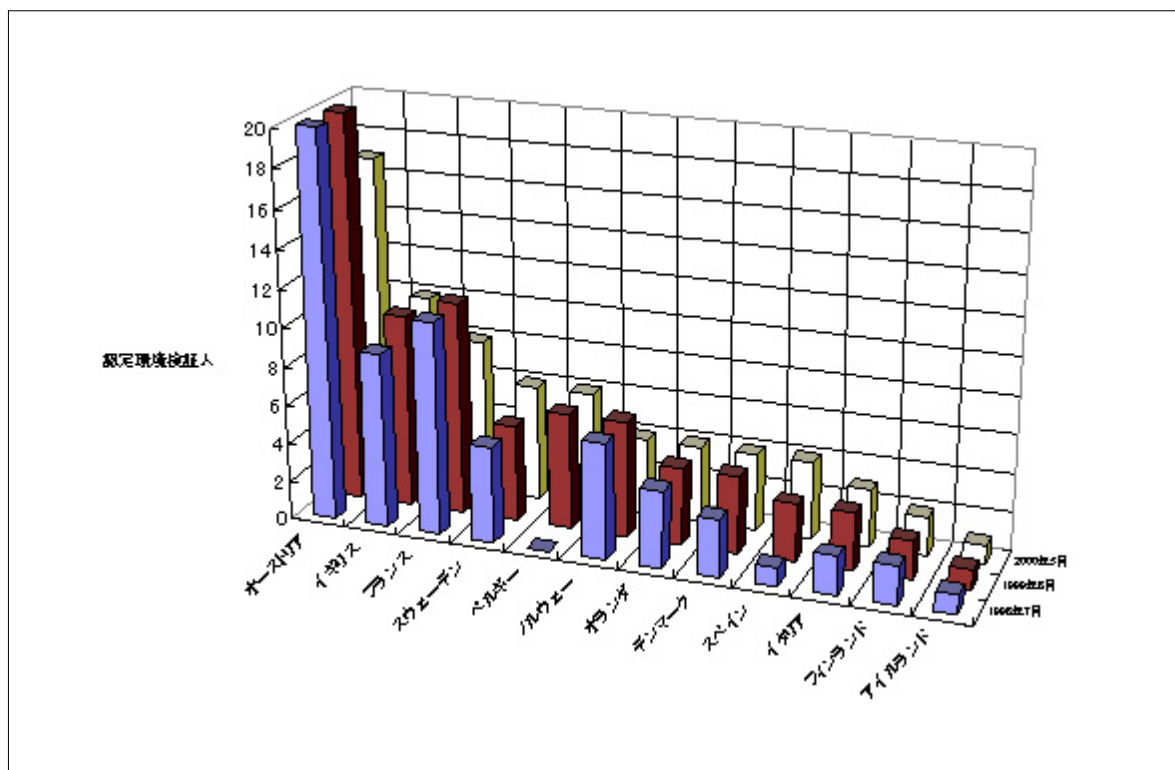


図5 欧州各国における認定環境検証人の推移



欧州各国における業種別EMAS登録件数

2000年5月2日までに欧州委員会に提出された業種別EMAS登録件数の一覧を表3に示す。具体的なEMAS参加企業の業種であるが、石炭や金属鉱石の採鉱から下水処理・塵処理まで幅広い業種に渡っている。登録件数の最も多い業種は、化学で346件、次に金属製品の335件、次いでリサイクル・廃棄物処理309件、以下、食品280件、機械230件、ゴム・プラスチックの224件と続いている。99年8月末のデータと比較してみると、首位の化学に変更はないが、99年に第2位であったリサイクル・廃棄物処理業種が第3位となり、第3位であった金属製品が第2位にそれぞれ順位を上げている。しかし、スウェーデンにおいて99年までリサイクル・廃棄物処理業種という分野で登録していた事業所が、2000年から新たに設けたリサイクルという分野で登録されており、この数34件をリサイク

ル・廃棄物処理業種に加えると同業種は第2位となり、第1位から第4位まで99年8月末と同じ順位となる。これらの業種のこの間の増加率を見てみると、伸び率が最も高かったのが、金属製品の25%（68件）増、次いで機械の21%（40件）増、リサイクル・廃棄物処理業種（スウェーデンのリサイクル業種を含む）の20%（57件）増の順となっている。99年8月末までの過去1年間の伸び率は第1位がリサイクル・廃棄物処理業種で61%増、第2位が金属製品で42%増であったことから、ここからも勢いが鈍化していることがわかる。なお、99年8月末から2000年5月までの全体の伸び率は17.3%となっている。

また、2000年の調査では、建設、陸上輸送およびパイプライン輸送、コンピュータ関連業務、研究開発、その他の業務、その他のサービス活動の5業種が新たにEMASに参加していることが判った。

表3 欧州各国における業種別E.M.A.S登録件数の現状(2000年5月2日)

業種	国名	オーストリア	ベルギー	デンマーク	ドイツ	フランス	ギリシャ	アイスランド	アイルランド	イタリア	リヒテンシュタイン	ルセマール	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スペイン	スウェーデン	英国	合計
10.石炭・褐炭の採炭		1																	1
11.原油・天然ガス生産														3				15	18
13.金属鉱石の採鉱		1																3	1
14.その他の鉱業		5			17									7				3	25
15.食品		25		5	229		1		1	2				4			9	2	280
17.繊維		4		12	48	1	2		1			1		4		3	1	2	79
18.衣料		4		1	12		1		1								1		20
19.皮および革製品				1	6														7
20.木製品		9		4	56	9							2				19		99
21.製紙・パルプ		12		8	57	12	2					4	6			3	24	3	131
22.印刷出版・レコード		6		20	100	1	3					1				5	5	4	140
23.コーラス・石油精製製品原子燃料処理		1			13		1									2	2	2	21
24.化学		21	2	5	246	4	7		3	8		1	2			10	11	18	346
25.ゴム・プラスチック		14	1	15	163	1	5			1		1	5		6	8	6	4	224
26.窯業・土石		15	2	5	65		2			3		2	6		4	1	5	5	102
27.鉄鋼・非鉄		13		7	65	2						1	4		4	3	5	1	102
28.金属製品		30	1	11	268				1	1		7	3		3	7	7	4	335
29.機械		8		6	194	2	2			1		2	3		1	2	11	1	230
30.事務機器・コンピュータ		2			16		2					1	3		1	1	1	1	24
31.電気機器		4		7	100		1					2	3		10	6	6	1	133
32.テレビ・ラジオ・通信機器		11		1	44		7			3		1	72		4	2	2	72	132
33.精密機械		2		2	53											1	1	1	59
34.自動車および部品		7	2		155		1			2		2	2		3	8	3	4	186
35.他の輸送機器					16							1					3		20
36.その他の製造業		12		6	103							2	5		1		3	3	132
37.リサイクル		2			1												34		37
40.電気・ガス・水道		17		1	53	1				5							17	8	102
41.水の採集・浄化・供給					3														3
45.建設		1																	1
51.卸売り(車およびオートバイを除く)					10												9		19
60.地上輸送およびパイプラインの輸送					1														1
72.コンピュータ関連業務																	1		1
73.研究開発																	3		3
74.その他の業務																			1
93.その他のサービス分野					1														1
X.リサイクル・廃棄物処理		23	1	40	234	1	1			2		3						4	309
合計		250	9	157	2,329	32	39		7	28	0	29	59	0	55	190		80	3,268
事業所数		221	9	137	2,060	27	36		6	25	0	25	59	0	55	156		73	2,891
99年8月末の事業所数		185	9	108	1,785	27	32		6	18	0	22	56	0	37	146		71	2,504

### 日系企業のEMAS登録件数

2000年5月2日現在の日系企業の登録状況を見ると、企業名から判断するかぎりでは、99年8月末と大きく変化はないが、EMAS登録事業所数の最も多いドイツ国内で4件増え、13件となった。表4に具体的な、企業名、所在地、業種を示す。

### ISO14001認証との比較

前述のとおりEMASは欧州地域における環境監査制度であるのに対して、国際的には、国際標準化機構（ISO：International Or

ganization for Standardization）の策定した国際規格である、ISO14001（環境マネジメントシステム - 仕様および利用の手引き）に基づく認証制度が広く世界中で運用されてきている。

99年12月に、ISO事務局が行った調査によると、ISO14001に基づく認証総数14,106件のうち、46%にあたる6,439件が欧州各国で発行されており、国別にみると、EMAS登録で5位の英国がトップで1,492件、ついでドイツが962件、これにスウェーデンの851件が続いている（表5参照）。

表4 EMAS登録日系企業一覧

	企 業 名	所 在 地	業 種
	ドイツ（13社）		
1	Canon Giessen GmgH	Guissen	事務機器
2	Konica Business Machines Europe GmbH	Luneburg	事務機器
3	Matsushita Communication Deutschland GmbH	Neumunster	テレビ・ラジオ・録音機器
4	Matsushita Business Machine( Europe ) GmbH	Neumunster	事務機器・コンピュータ
5	Matsushita Elektronik Components( Europe ) GmbH	Luneburg	電球およびその他の電機部品
6	Mitsubishi Semiconductor Europe GmbH	Alsdorf	電気機器
7	SANYO Industries Deutscland GmbH	Nordlingen	テレビ・ラジオ・録音機器
8	Sony - Wega Produktions GmbH	Feilbach	機械・テレビ通信機
9	Toshiba Europe GmbH	Regensburg	事務機器・コンピュータ
10	Hoya Lens Deutschland GmbH	Muellheim	光学機器
11	Hoya Lens Deutschland GmbH	Monchengladbach	光学機器
12	Hoya Lens Deutchland GmbH	Hamburg	光学機器
13	Fujitsu Siemens Computers GmbH Enterprise	Paderbom	リサイクル・廃棄物処理
	スペイン（1社）		
14	SHARP Electronica Espana ,SA	Barcelona	テレビ・ラジオ・録音機器
	フランス（1社）		
15	CANON Bretagne SA	Liffre Cedex	事務機器・コンピュータ
	アイルランド（1社）		
16	Yamanouchi Ireland Co Ltd	Dublin	製薬・医療化学
	オランダ（1社）		
17	Omron Manufacturing of the Netherlands BV	Hertogenbosch	機械・電気機器・リサイクル



表5 欧州各国におけるEMAS登録（2000年5月）  
およびISO14001認証（99年12月）の比較

国名	EMAS 登録件数	ISO14001 認証件数
ドイツ	2,329	962
オーストリア	250	156
スウェーデン	190	851
デンマーク	157	430
英国	80	1,492
ノルウェー	59	133
スペイン	55	573
フランス	39	462
フィンランド	32	470
オランダ	29	403
イタリア	28	243
ベルギー	9	74
アイルランド	7	115
ポルトガル	0	28
ルクセンブルク	3	6
ギリシャ	1	20
アイスランド	0	2
リヒテンシュタイン	0	19
合計	3,268	6,439
参考) 日本	-	3,015
米国	-	636
スイス	-	543
韓国	-	309
中国/香港	-	222/51

同様に、EMAS登録の行われた業種とISO14001に基づく認証の行われた業種とを比べてみると、EMAS登録では、登録件数の多い順に、化学、リサイクル・廃棄物処理、金属製品となっているのに対して、ISO14001認証においては電気・光学機器、化学、機械、建築となっている。このことは、EMAS登録件数の最も多いドイツ（全体の約71%）において、業種別では化学分野で最も多くの登録が行われており、一方、ISO14001認証件数の最も多い日本（全体の約21%）において、電気・光学機器分野における認証が最も多いことによる。

## （4）EMAS規則の改正

### 改正の目的

（2）でも述べたとおり、EMAS規則は、93年7月13日の発効以来5年が経過したことから、第19条に基づき設置された委員会において、第20条の規定に基づき改正の議論が行われ、98年12月22日付の欧州共同体官報でその1次改正案が欧州委員会から公表されている。これによると、今回の改正の目的は、以下の5項目に集約できるといえる。

- ・地方自治体を含むすべての経済活動を行う組織をその対象とすべくEMASの適用範囲を拡大すること
- ・環境マネジメントの分野における国際規格（ISO14001）をEMAS規則によって要求される環境マネジメントシステムとして統合すること
- ・EMASに参加する組織がその参加をより効率的に広報することを可能にするため、目立ちやすく容易に判別できるEMASロゴを採択すること
- ・EMASの実施に関して従業員を参加させること
- ・EMAS登録を行った組織とその利害関係者および一般との間における環境パフォーマンスの伝達にかかわる透明性をより一層高めるために、環境声明書の役割をより強化すること

### EMAS規則の主な改正点

2000年2月にEUの閣僚理事会において採択された、EMAS規則改正案「共同の立場」における主な改正点の概要は次のとおりである（現行のEMAS規則とEMAS改正案「共同の立場」との対比表（参考）を参照）。

#### a. EMAS登録対象業種の拡大（第3条）

市場の動きをEMASスキームに対して最大限に利用するとともに、EMAS規則が重大な環境影響をより多く包含するため、同規

則による登録対象を直接または間接的に環境に影響を与えるすべての組織に開放することとしている。これは、現行EMAS規則の第14条の規定に基づくパイロットスキームとして、製造業以外の業種への適用が広範にわたり行われ、かつ、肯定的にこれが受け入れられるとともに、製造業以外の業種も環境に対して大きな影響を与える業種が少なくなく、また、これらの業種にも環境マネジメントシステムが適応可能であるなどの理由による。

具体的には、改正案の第3条においてEMASに参加しうる対象が、何らかの生産活動を行う「事業所」から基本的には、環境パフォーマンスの向上を決定したすべての「組織 (organisations)」へと広げられている。また、この「組織」の定義については、「法人か否か、公的か私的かを問わず、独立の機能および管理体制を持つ、企業、会社、事業所、公官庁もしくは協会、またはその一部もしくはその結合体」と規定しており、実質的に独立の機能および管理体制を持つものであればどんな組織でもその対象とすることとなっている。ただし、参加の単位については、第14条の規定の手続きにより採択された理事会のガイダンスを考慮し、検証人がこれを決定するが、複数の国にまたがることはで

きないこととなっている。

また、今回の改正案では、EMAS登録について現行の事業所単位の登録から、組織への登録と変更されているため、組織全体が登録を受けたとの誤解を一般に与えないように、どの部分について登録が行われたかについて環境声明書中で明確にすることとしている。

b. EMAS要求事項へのISO14000の取り込み (附属書I)

EMASスキームへの参加を検討している者に対して、ISO14001の認証からEMAS登録への移行に当たっては、環境マネジメントシステムに関する重複はなく、これに関して新たな作業を行う必要がないとの明確なメッセージを伝えるため、EMASの環境マネジメントシステム要求のなかにISO14001の要求事項を含むこととした。具体的には、EMAS登録を行う組織が実施する環境マネジメントシステムについては、改正案の附属書Iにおいて「環境マネジメントシステムは、環境マネジメントシステムに関する欧州規格EN/ISO14001:1996の4章に基づき実施していなければならない」と記述されている(なお、CEN(欧州標準化機関)との間で同欧州規格の使用にかかる契約が締結されれば、

表6 EMASとISO14001との比較

	ISO14001	EMAS
適用範囲	組織 (organization)	組織 (organization)
継続的改善	暗示的	明示的
環境初期審査	規定なし	規定有り
環境に関する情報の公表	環境方針だけ	環境声明書 (環境方針、環境影響、環境パフォーマンス)
環境声明書の検証	規定なし	要求
監査の頻度	規定なし	規定あり
ロゴ	なし	あり

出所) European Partners for the Environment Report(1996 2), EMAS news by UK DOE( No 2 )を加工して利用。

同規格の当該部分（第4章）がそのまま記述されることを注として併せて記述してある。）

また、現行のEMAS規則と96年に制定された、ISO14001 - 1996との間の主要な相違点の1つである、EMAS規則に規定する環境レビューについては、環境管理監査制度に関する欧州規格または国際規格に基づく認証を取得している「組織」は、これを行う必要はないことが、改正案第3条1項に規定されている。この対象となる具体的な規格や審査を行う認証機関に対する認定の欧州委員会の認知については、第19条に基づく委員会に代わるものとして、EMAS規則改正案の第14条に基づき設置される委員会での検討を経てこれが行われることとなっている。

EMAS改正規則案とISO14001の主な相違点を表6に示しておく。

#### c．認定環境検証人の監督の強化( 附属書V )

現行のEMAS規則においては、認定環境検証人が認定条件を満足しているかを確認するとともに、同環境検証人による検証業務が適切に行われるかについての確認を、少なくとも36ヵ月に1回行うための規定を認定機関が整備することとしているが、今回の改正案ではこれを少なくとも24ヵ月に1回行うことを求めている。

#### d．直接および間接環境側面の区別( 附属書VI )

今回の改正案においては、直接環境側面と間接環境側面とが明確に区別されることとなっている。すなわち、間接環境側面については、当該組織が管理できないかまたは組織の手の届かないところで起こるものと定義されており、これには、ライフサイクルアセスメントのような、製品に付随する問題や資本投資、保険業務に関する問題が含まれている。改正案の附属書VIの6.3項には、環境側面について、「環境側面の場合、組織はそこから被る影響の度合い、およびそうした影響を縮

小するためにとるべき手段について考慮しなければならない」と規定されている。

#### e．従業員の参画( 第1条 )

EMASの実施およびその課程において従業員を参画させることはEMASの哲学であるが、今回の改正において初めて、EMAS規則のなかで具体的にEMASに参加する組織がその従業員をEMASに参画させるための要求事項が新たに追加されている。

#### f．ロゴの使用制限の緩和( 第8条および附属書III )

組織のEMASへの参加を奨励するとともに、EMASに参加する組織に対してEMASに参加していることを対外的により容易に知らせる手段として、わかりやすいロゴを採用した。

今回のEMAS規則改正案においても現行の規則と同様に、製品そのものや包装、その他の製品、活動およびサービスとの比較を行った宣伝文句と関連してこれを用いてはならないこととなっているものの、組織は、環境マネジメントシステムによってもたらされた情報について、環境検証人から、情報の内容が正確であり、誤解を招くおそれがないなどの承認を受けた場合、当該ロゴが使用できるほか、承認を受けた環境声明書やEMAS登録を行った組織のレターヘッドやこれらの組織によるEMASへの参加の宣伝材料の中でもロゴを用いることができることとなっている。

#### g．中小企業の参加の促進( 第11条 )

今回のEMAS規則改正案の中では、加盟国から中小企業に対してEMASへの参加の支援が義務づけられることとなった。

具体的には、加盟国に対して、EMASに関連する情報や既存の支援基金などへのアクセスを可能にするとともに、技術援助施策を

策定しまたは促進することを通じて、EMASへの参加を促進するとともに、特に中小企業の参加をより確かなものとするためのニーズを考慮しなければならないと規定されている。

また、欧州委員会に対しても、欧州共同体のその他の機関や国家レベルの権力機関とともに、調達政策の基準を設定する際にEMAS登録について考慮することができるかについて検討することとなっている。

h. 欧州におけるEMAS規則運用上の一貫性の確保（第4条および第5条）

各加盟国における認定機関が、環境検証人の認定の際に実際に適用する基準、条件および手順と、附属書Vに規定されている要求事項との間の不一致をさけるため、認定機関間のフォーラムの設置やEMASに参加する組織の登録の一時停止や登録の抹消を含むEMAS登録手続きの一貫性を確保するための会議を1年に1回開催することについて新たに規定する。

#### EMAS規則改正に伴う経過措置

現行のEMAS規則から改正EMAS規則への移行にかかわる、認定環境検証人、登録事業所などの取扱いについては、EMAS規則改正案の第17条において次のように規定されている。

現行のEMAS規則にもとづき認定を受けた環境検証人については、改正EMAS規則のもとでも引き続きその業務を行うことができるが、現行のEMAS規則のもとでEMAS登録を行った事業所については、次回の検証の際から新EMAS規則の要求事項が適用される。ただし、当該改正規則発効後、6ヵ月以内にこれを実施することとなっている事業所については、次回の検証を最高6ヵ月まで延長することができることとなっている。

また、各国における環境検証人の認定シス

テムおよび管轄機関については、改正規則発効後もその業務を引き続き行うことにつき、当該改正規則の発効後12ヵ月以内に完全に実施できる状態にあることを確実にしなければならないこととなっている。

#### EMAS規則改正案の逐条別規定内容

EMAS規則改正案の逐条別規定内容は次のとおりである。

#### 第1条：環境管理監査制度とその目的

マネジメントおよび組織の環境パフォーマンスの評価および向上を目的とする、組織による任意の参加を可能とするスキーム（以下、EMASという）の設立を規定。EMAS登録の単位は、組織とすることを規定するとともに、EMAS登録の対象分野を鉱工業から環境に影響を与えるすべての活動を対象とすることを規定。

また、EMASの目的については、以下の4項目を通じた組織の環境パフォーマンスの継続的な向上であることと規定。

- 1) 環境マネジメントシステムの設立および実施
- 2) この環境マネジメントシステムのパフォーマンスの体系的、客観的かつ定期的な評価
- 3) 一般および利害関係者への環境パフォーマンスの情報の提供
- 4) 従業員の参画

#### 第2条：定義

EMASで用いられる用語の定義について規定。主な用語とその定義は、以下のとおり。環境方針（Environmental Policy）：環境に関するすべての法規の要求事項の遵守を含めた組織の環境活動の目的と原則の全般、および環境パフォーマンスの継続的向上の公約を意味する。環境方針は、「環境目的」と「環境目標」を設置し、再検討す

るための枠組みを提供するものである。

環境パフォーマンス (Environmental Performance) : 組織の「環境側面」の管理の成果を意味する。

環境レビュー (Environmental Review) : 組織の活動に関連した環境問題、環境への影響、および環境パフォーマンスの最初の包括的な分析を意味する。

環境側面 (Environmental Aspect) : 環境と相互に作用する可能性のある組織の活動、製品、またはサービスの要素を意味する (附属書 VI)。重大な環境側面とは、環境に重大な影響を及ぼす、または及ぼす恐れのある環境側面のことである。

環境計画 (Environmental Program) : 「環境目的」と「環境目標」に到達するために取る、または検討する手段 (責任と方法) および「環境目的」と「環境目標」に到達すべき最終期限に関する詳細な記述を意味する。

環境目的 (Environmental Object) : 「環境方針」から生じる全体的な環境ゴールを意味し、組織が自ら達成するために設置するもので、可能であれば定量的に示されるもの。

環境目標 (Environmental target) : 組織またはその一部に適用される、パフォーマンスに係る詳細な要求事項のことであり、可能であれば定量的に示される。これは「環境目的」から生じるもので、「環境目的」を達成するために設置し満足させる必要がある。

環境マネジメントシステム (Environmental Management System) : 「環境方針」を策定、実施、達成、見直し、および維持するための「組織」の構造、計画立案活動、責任、実践、手続き、プロセス、およびリソースを含む総合マネジメントシステムの部分を意味する。

### 第3条：EMASへの参加

EMASへの登録手続きおよびその更新手続きについて規定。

### 第4条：認定システム

検証人や検証人の監督に関する要求事項について規定。環境検証人に関するすべての問題について、加盟国間で同等に扱われることを保証するための実際的な手法として、認定機関間のフォーラムの設置を規定。

### 第5条：管轄機関

EMAS登録にかかわる管轄機関の役割および加盟国間でのEMAS登録の一貫性を確保するための枠組みの中での管轄機関の役割について規定。

この目的を果たすための実際的な手法として年に1回管轄機関間の会議を開催することを規定。

### 第6条：組織の登録

登録の申し込みに対する管轄機関の対処方法並びにEMAS登録の拒否、一時停止、登録抹消について規定。

### 第7条：登録組織および環境検証人のリスト

加盟国から欧州委員会に対する組織の登録および環境検証人の認定状況に関する報告の周期等について規定。

### 第8条：ロゴ

一般大衆およびその他の利害関係者に対してEMASへの参加を知らせるためにEMAS登録組織によって用いられるロゴについて規定。

### 第9条：欧州規格および国際規格との関係

EMASが環境分野における欧州または国際規格の最新の開発状況を包含するとともに、これらの標準化機関による今後の規格

開発にも対処できるように規定。加えて組織がこの条項に基づき登録申請を行う際の条件について規定。

第10条：欧州共同体の中のその他の環境規制法との関係

EMAS規則自体が、他の欧州共同体の法律等における権利を毀損しないこと、他の環境規制法の実施の際におけるEMAS登録の活用について規定。

第11条：特に中小企業を対象とした組織の参画の促進

加盟国によって各企業に対してEMASへの参加が適切に奨励されるよう、特に中小企業に対して行われる支援等について規定。

第12条：情報

一般へのEMASに関する奨励の重要性を強調するとともに、これらに関する加盟国と欧州委員会の役割について規定。

第13条：違反

EMAS規則の規定の違反に対する加盟国の手続きについて規定。

第14条：委員会

欧州委員会のEMAS規則の管理に対する責任について規定。

第15条：修正

EMAS規則の次回改正時期について規定するとともに、次回改正の際には今回の改正EMAS規則の運用により得られた知見を考慮することを規定。

第16条：経費および料金

EMAS規則の適用にかかわる経費と料金について規定。

第17条：No1836 / 93 ( EEC ) 規則の撤回  
93年に採択されたEMAS規則から改正EMAS規則への移行措置について規定。

第18条：施行

この規則の効力の発生時期について規定。

附属書 I

A：EN/ISO14001をEMASの環境マネジメントシステムの要求事項として使用することを規定。

B：EMAS実施組織がEMAS登録を行う際に、充足すべき付加的な要求事項について規定。

附属書 II：内部環境監査に関する要求事項  
内部監査にかかわる一般要求事項、監査計画の立案、実施について規定。

附属書 III：環境声明書

EMASへの参加組織が公表すべき情報の目標とすることができるよう環境声明書に盛り込む情報についての最低要求事項、情報の公表等について規定。

附属書 IV：ロゴ

ロゴの特性について規定。

附属書 V：環境検証人の認定、監督および役割

新たな分野への拡大を考慮するとともに環境検証人の活動の信用を高めるため、環境検証人の認定にかかわる要求事項、認定範囲および環境検証人の監督について規定。

附属書 VI：環境側面

EMAS登録の対象が特に鉱工業分野から他の分野へ拡大されるのに伴い、組織を支援するため環境側面の明確化および評価に関する情報を提供。

## 附属書Ⅶ：環境レビュー

環境レビューの実施にかかわる条件、環境レビューがカバーすべきエリア等について規定。

## 附属書Ⅷ：登録情報（最小限の要求事項）

メンバー国間での比較を目的に整合性のとれた情報を収集するため、EMAS登録の際に組織から提供されるべき情報を標準化。  
(橋本正洋、角野慎治、モランド)

## 参考

現行のEMAS規則（N° 1836/93 of June 1993）とEMAS改正案「共同の立場」（Common Position( EC )N° 21/2000）との比較表

現行のEMAS規則	EMAS改正案「共同の立場」
N° 1836/93 of June 1993	Common Position( EC )N° 21/2000 2000年2月28日に開催された閣僚理事会において採択
Contents	Contents
Art .1 - The eco - management and audit scheme and its objectives	Art .1 - The eco - management and audit scheme and its objectives
Art .2 - Definitions	Art .2 - Definitions
Art .3 - Participation in the scheme	Art .3 - Participation in EMAS
Art .4 - Auditing and validation	Art .4 - Accreditation system
Art .5 - Environmental statement	Art .5 - Competent bodies
Art .6 - Accreditation and supervision of environmental verifiers	Art .6 - Registration of organisations
Art .7 - List of accredited environmental verifiers	Art .7 - List of registered organisations and environmental verifiers
Art .8 - Registration of sites	Art .8 - Logo
Art .9 - Publication of the list of registered sites	Art .9 - Relationship with European and international standards
Art .10 - Statement of participation	Art .10 - Relationship with other environmental legislation in the Community
Art .11 - Costs and fee	Art .11 - Promotion of organisation's participation ,in particular of small and medium - sized enterprises
Art .12 - Relationship with national ,European and international standards	Art .12 - Information
Art .13 - Promotion of companies 'participation ,in particular of small and medium - sized enterprises	Art .13 - Infringements
Art .14 - Inclusion of other sectors	Art .14 - Committee
Art .15 - Information	Art .15 - Revision
Art .16 - Infringements	Art .16 - Costs and fees

Art .17 - Annexes	Art .17 - Repeal of Regulation( EEC )N ° 1836/93
Art .18 - Competent bodies	Art .18 - Entry into force
Art .19 - Committee	
Art .20 - Revision	
Art .21 - Entry into force	
Annex I Requirements concerning environmental policies ,programmes and management systems A .Environmental policies ,objectives and programmes B .Environmental management systems C .Issues to be covered D .Good management practices	Annex I Environmental Management System Requirements 1 .Legal compliance 2 .Performance 3 .External communications and relations 4 .Employee involvement
Annex II Requirements concerning environmental auditing A .Objectives B .Scope C .Organisation and resources D .Planning and preparation for a site audit E .Audit activities F .Reporting audit findings and conclusions G: Audit follow - up H .Audit frequency	Annex II Requirements concerning internal environmental auditing 2 1 General requirements 2 2 Objectives 2 3 Scope 2 4 Organisation and resources 2 5 Planning and preparation for an audit 2 6 Audit activities 2 7 Reporting audit findings and conclusions 2 8 Audit follow - up 2 9 Audit frequency
Annex III Requirements concerning the accreditation of environmental verifiers and the function of the verifier A . Requirements for the accreditation of environmental verifiers B .The function of verifiers C .Statement of participation	Annex III Environmental Statement 3 1 Introduction 3 2 Environmental statement 3 3 Criteria for environmental performance reporting 3 4 Maintenance of publicly available information 3 5 Publication of information 3 6 Public availability 3 7 Local accountability
Annex IV Statement of participation	Annex IV Logo
Annex V Information to be provided to the competent bodies at the time of application for registration or submission of a subsequent validated environmental statement	Annex V Accreditation ,supervision and function of the environmental verifiers 5 1 General  5 2 Requirements for the accreditation of environmental verifiers 5 2 1 The following competence constitutes the minimum requirements with which an environmental verifier ,individual or organisation ,shall comply  5 2 2 Scope of accreditation 5 2 3 Additional requirements for the accreditation of individual environmental verifiers performing verifications on their own



	<p>5 3 Supervision of environmental verifiers</p> <p>5 3 1 Supervision of environmental verifiers carried out by the accreditation body which granted their accreditation</p> <p>5 3 2 Supervision of environmental verifiers performing verification activities in a Member State other than that where their accreditation was granted</p> <p>5 4 The function of environmental verifiers</p> <p>5 4 1 The function of environmental verifier is to check ,without prejudice to the enforcement powers of Member States in respect of regulatory requirements</p> <p>5 4 2 At the time of the first verification ,the environment verifier shall ,in particular ,check that the following requirements are met by the organisation</p> <p>5 4 3 Legal compliance</p> <p>5 4 4 Organisations definition</p> <p>5 5 Conditions for the environmental verifier to perform his/her activities</p> <p>5 5 1 ,5 5 2 ,5 5 3 ( ... )</p> <p>5 5 4 The environmental verifier shall prepare a report for the organisation s management</p> <p>5 6 Verification frequency</p>
	<p>Annex VI Environmental aspects</p> <p>6 1 General</p> <p>6 2 Direct environmental aspects</p> <p>6 3 Indirect environmental aspects</p> <p>6 4 Significance</p>
	<p>Annex VII Environmental review</p> <p>7 1 General</p> <p>7 2 Requirements</p>
	<p>Annex VIII Registration Information ,Minimum requirements</p>